「生駒市立小・中学校校内 L A N 整備業務に係る変更契約の締結について」 の説明資料

●根拠

平成 26 年 12 月 9 日議決の「専決処分事項の指定について」

増減する金額が当初請負金額の 100 分の 10 に相当する金額(その金額が 3,000 万円を越えるときは、3,000 万円)を越えない変更契約を 1 回限り締結することができる。

●変更内容

生駒市立小・中学校校内 L A N 整備業務について、下記の事項について業務の変更が 生じたことから、変更契約を行うものです。

○充電保管庫設置に伴う電源工事の増加

充電に必要な電気容量が、当初見込みより上回ることとなったため、ブレーカー回路の増強や教室別に充電時間帯を分けるためのタイマーを追加

○無線アクセスポイントの仕様の変更

新しい Wi-Fi 規格に対応した機器に仕様変更

○現地調査や学級数の増減を踏まえた数量の変更

ハブBOX:13台増、充電保管庫:6台減等

(単位:円)

		当	初	設	計	当	初	請	負	変	更	設	計	変	更	請	負
総合計		3 :	25,0	50,0	0 0	2	09,00	0,00	0 0	3	53,0	67,0	00	22	27,0	11,4	0 0
内訳	合 計	2 9	95,5	0,00	0 0	1	90,00	0,00	0 0	3	20,9	70,0	00	20	06,3	74,0	0 0
	消費税相当額	;	29,5	50,0	0 0		19,0	0,00	0 0		32,0	97,0	00	4	20,6	37,4	0 0

請負率=
$$\frac{190,000,000 \ \Box}{295,500,000 \ \Box} = 0.64297$$

変更前契約金額 209,000,000円

変更後契約金額 227,011,400円

今回增額金額 18,011,400円